

地籍調査とは

人に関する記録として「戸籍」がありますが、これと同じように、土地に関する記録として「地籍」というものがあります。この地籍の明確化を図るために実施する調査を「地籍調査」といいます。

地籍調査は、一筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目の調査と、境界、地積に関する測量を行い、その結果を地図と簿冊に作成する調査です。

地籍調査が行われると、一筆ごとの土地についての正確な情報が簿冊（地籍簿）に記録され、現在の測量技術のもとに正確な地図（地籍図）が作成されます。

この作成された地籍図及び地籍簿は、その写しが登記所に送付され、登記所において「地籍簿」をもとに土地登記簿が書き改められ、「地籍図」が不動産登記法第14条第1項地図として備え付けられます。

また、地籍調査に必要な経費の住民負担はありません。

地積図	一筆ごとの境界を正確に測量し、作図したもので、境界点の位置が地球上の一点として記録されるので、現地で境界不明になっても正確に復元することができる。
地籍簿	一筆ごとの所在、地目、地番、面積、所有者について調査した結果を記載したもの。
不動産登記法第14条地図	不動産登記法第14条第1項に規定される図面であり、土地の面積や距離、形状、位置について正確性が高く、境界を一定の誤差の範囲内で復元可能な図面のこと。